**公益社団法人滋賀県栄養士会賛助会員募集要項**

1. 趣旨

公益社団法人滋賀県栄養士会（以下　「滋賀県栄養士会」と省略します）は、賛助会員を募集します。賛助会員としての入会を希望される場合は、この要項にしたがって手続きをお願いします。

1. 滋賀県栄養士会の目的及び主な業務
2. 滋賀県栄養士会の目的（定款第３条）

滋賀県栄養士会では、管理栄養士•栄養士の資質の向上を図り、県民の健康増進および

栄養•食生活改善に関する知識の普及並びに調査研究、栄養に関する事業を行い、県民

の健康づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

1. 滋賀県栄養士会の主な業務（定款第４条）

滋賀県栄養士会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 県民の栄養に関する調査研究及び知識の普及
2. 栄養改善の振興に関する事項及び資料資材の斡旋
3. 管理栄養士•栄養士の資質向上を図る研究会及び研修会の開催
4. 会員相互扶助及び連絡並びに優良栄養士の顕彰
5. 「栄養しが」その他刊行物に関する事項
6. その他、この滋賀県栄養士会の目的を達成するために必要な事業

1. 賛助会員の義務及び特典
2. 義務

会費を納入する義務があります。

1. 特典

賛助会員名簿への掲載

滋賀県栄養士会総会での商品展示（先着１０社）

会員への発送郵便物は製品案内の案内文の同封（滋賀県栄養士会が認めたもの）

その他、滋賀県栄養士会が主催する研修会の共催•協賛等お願いしています。

1. 賛助会員となることができる者

賛助会員となることが出来る者は、「滋賀県栄養士会の目的事業を賛助する法人または

団体，個人」です。

1. 入会の手続き
2. 申請

入会申込書（別紙様式）により、滋賀県栄養士会の会長に申請書を提出してください。

（貴社の業務内容、取り扱いの商品の概要等わかりやすい資料を添付お願いします）

1. 留意事項

賛助会員として入会に当たっては、滋賀県栄養士会との間で組織の代表者となる方、事務担当者等を登録していただきます。

1. 申請書送付
2. 申請窓口（問い合わせ）

　郵送先　〒５２４−００３７滋賀県守山市梅田町２番１号

　　　　　　　　　　　　　　　セルバ守山１１０

　　　　　　　　　　　　　公益社団法人滋賀県栄養士会事務局　宛て

　TEL 077-581-1366 FAX 077-558-6617

[Eメールinfo@shiga-ad.or.jp](mailto:Eメールinfo@shiga-ad.or.jp)

1. 申込み期間

会員申込みは随時受け付けます。

受け付けた申込みついて、理事会で入会の承諾に関する審議を行います。

理事会は、年８回開催されます。

1. 入会承諾のお知らせ

理事会で入会が承諾された場合は、理事会が２週間以内に申請された法人等に

入会承諾の通知を行います。

1. 会費
2. 入会を承諾された法人等は、所定の期日（入会承諾書に記載されます）までに、

会費を納付してください。所定の期間に納付されない場合は、入会の承諾が取り消される事があります。

1. 会費

賛助会員の年間の会費は、20,000円です。

ただし、会費には消費税はかかりません。